

プール・浴場管理及び清掃等業務委託プロポーザル方式実施要項

1 委託名

プール・浴場管理及び清掃等業務委託

2 委託内容

別紙「業務委託仕様書」参照

3 目的

本業務委託について、安心安全及び経済性を確保しつつ、利用促進に向けた豊富なアイデアと運営能力を発揮できる優良な事業者を選定するため、以下のとおり公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の実施について必要な事項を定める。

4 業者選定

プロポーザル方式による選考とし、提案書等及びプレゼンテーションの内容により、審査委員会において業者を選定する。

5 応募資格

応募資格者は法人その他の団体とし、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により入札に参加できないとされた者でないこと。
- (2) 碧南市及び高浜市における令和6年度の物品等の入札参加申請を提出し、登録されていること。
- (3) 参加申出書の提出期限から受託者の決定の日までにおいて、碧南市又は高浜市における指名停止業者でないこと。
- (4) 参加申出書の提出期限から受託者の決定の日までにおいて、「碧南市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年12月27日付け碧南市長等・愛知県碧南警察署長締結）または「高浜市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年3月29日付け高浜市長等・愛知県碧南警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (6) 警備業法の認定を受けた企業であること。
- (7) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者でないこと又は6ヶ月以内に手形若しくは小切手を不渡りした者でないこと。

6 委託業務の開始日

令和6年7月1日

7 参加申出書の提出

本業務の受託を希望する者は、令和6年4月22日（月）午後5時までに参加申出書（様式第1号）を記載の上、庶務課に郵送（配達証明に限る。）又は持参すること。

8 提案書

(1) 提出期間

令和6年5月13日（月）午前9時から令和6年5月17日（金）午後5時まで

(2) 提出部数

提案書及び参考見積書 各8部

(3) 提出方法

庶務課に直接持参すること。

(4) 提案書の形態

A4サイズより大きいサイズの内紙を用いる場合は、Z折りする等の方法により全てA4サイズに収めた上で、以下の書類を提出すること。

ア 提案書（様式第5号）

提案書には、以下の事項を必ず記載すること。なお、提案書の作成に要する費用は参加者が負担するものとし、提出後の内容変更は認めない。また、提案書の返却は行わないものとする。

(ア) 運営管理計画書及び提案書

※特記仕様書の内容を変更して運営管理を計画する場合は、変更提案事項を明記すること

(イ) 見積書及び内訳書

(ウ) 応募者の会社概要（パンフレット等）

(エ) 警備業の認定及び警備員指導教育責任者の写し又は受託開始日までに認定を受ける旨の書面

別紙「業務委託仕様書」記載以外の項目で、組合に提案があれば記載すること。

イ 参考見積書（任意様式）

見積対象の範囲及び条件は、次のとおりとする。なお、見積金額の算出にあたっては、3年間の必要経費を算出すること。なお、受託予定者として選定された場合は、再度見積りを依頼することがある。

(ア) 見積対象の範囲

- a 運營業務
- b 安全衛生管理業務
- c 設備機器運転業務
- d 日常点検業務
- e 日常保守業務
- f 利用促進業務

(イ) 条件

a 組合の予算（税込み）

令和6年度	41,249,340円
令和7年度	54,999,120円（予定）
令和8年度	54,999,120円（予定）
令和9年度	<u>13,752,420円（予定）</u>
計	165,000,000円（予定）

受託者は、各年度の予算の範囲内で業務を実施するものとする。

b 契約

本業務の契約期間は、令和6年7月1日から令和9年6月30日までの3年間とする。なお、この契約は地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約であるため、翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、本契約を解除することがある。

c 引継ぎ

契約期間終了もしくは契約取り消し等により受託者が交代する場合、次期受託者が円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう引継ぎを行うこと。

(5) 質問及び回答

本業務及びプロポーザルに関する質問は、質問書（別紙1）に準じた様式に記載し、次により質問すること。

ア 質問書の提出方法

質問書に必要事項を記載し、電子メールにて衣浦衛生組合宛へ送付し、メール着信の電話確認を行うこと。なお、電話等による質問には回答しないものとする。

イ 質問期限

令和6年4月22日（月）午後5時まで（必着）

ウ 回答方法

令和6年5月10日（金）までに、すべての参加事業者へ電子メールにより回答する。

エ その他

受付期間経過後の質問、応募資格を有しない者からの質問及び指定した提出方法以外での質問は受け付けしない。

9 プレゼンテーション

(1) 日時及び場所

令和6年5月22日（水）に衣浦衛生組合大会議室にて実施。なお、開始時間等の詳細については後日連絡する。

(2) 方法

1事業者の提案は1時間程度以内とし、質疑は15分程度以内とする。プレゼンテーションに要する機器等は、事業者にて準備すること。

(3) 費用負担

プレゼンテーションに伴う費用負担は、各事業者で負担するものとする。

10 審査及び評価

(1) 審査方法

審査委員会において、提案書及びプレゼンテーションの内容、価格等について総合的に判断し、業者を決定する。

(2) 審査項目

プール・浴場管理及び清掃等業務委託に関わる評価表（別紙2）に示すとおり。

(3) 結果通知

審査結果は、各参加者に書面により通知する。この場合において、選定されなかった理由を求める場合は、通知を受けた日の翌日から起算して7日後の日の午後5時までに書面（様式は自由）を持参して提出すること。なお、回答についても提出者に書

面により通知する。

(4) 審査に対する異議申し立ては受け付けない。

11 結果の公表

プロポーザル方式等の選定の終了後、決定者の氏名及び総合点数並びに非決定者の総合点数を、結果通知日から1年の間、本組合のホームページで公表する。

12 契約の締結

業者選定後、衣浦衛生組合契約規則（平成5年規則第5号）に基づき、速やかに契約を締結する。

13 対応窓口

(1) 担当部署 衣浦衛生組合庶務課施設係

(2) 担当者名 糟谷・落合・朝岡

(3) 連絡先等 〒447-0067 碧南市広見町1丁目1番地1

衣浦衛生組合庶務課施設係

電話 0566-41-3479

FAX 0566-41-3482

Mail kinu-ei@katch.ne.jp

様式第 1 号

プロポーザル方式等参加申出書

年 月 日

衣浦衛生組合管理者 様

住所

商号又は名称

代表者名

印

下記の業務に参加を希望するため必要書類を添えて申し出ます。

なお、参加資格要件を満たしていること並びにこの申出書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

業務名

連絡担当者

所属

氏名

電話

FAX

様式第5号

提 案 書

年 月 日

衣浦衛生組合管理者 様

住所

商号又は名称

代表者名

印

下記の業務について、別添のとおり提案書を提出します。

記

業務名

連絡担当者

所属

氏名

電話

FAX

(別紙 1)

プール・浴場管理及び清掃等業務委託に関する質問書

年 月 日

衣浦衛生組合庶務課 宛て

(kinu-ei@katch.ne.jp)

(会社名) _____

(代表者名) _____

質 問 書

(質問事項)

(例) ○○○○については△△△△か？

※ 以下必要に応じて項目を追加してください（複数ページになっても構いません）。

1 ～

2 ～

3 ～

《注意事項》

○質問書は、本様式に準じ、電子メールにて送付してください。なお、送付後電話にて着信確認を行ってください。

○受付期限は、令和6年4月22日（月）午後5時まで（必着）です。

(別紙2) プール・浴場管理及び清掃等業務委託に関わる評価表

	評価項目	評価内容	評価基準	配分 (満点)
1	利用促進事業の提案	利用促進に資する提案がされているか	5 特に優れている 4 優れている 3 標準 2 やや劣っている 1 劣っている	×2 (10)
2	利用者からのクレーム対応能力	クレーム対応マニュアルを備えているか、訓練教育を実施しているか	5 特に優れている 4 優れている 3 標準 2 やや劣っている 1 劣っている	×2 (10)
3	実績	近隣での公共施設管理受託実績があるか	5 特に優れている 4 優れている 3 標準 2 やや劣っている 1 劣っている	×2 (10)
4	従事者の動員計画、有資格者の適正配置	安全面に配慮しつつ、経済性に優れた計画であるか、有資格者の配置が可能か	5 特に優れている 4 優れている 3 標準 2 やや劣っている 1 劣っている	×2 (10)
5	管理能力	法令等を理解し、施設の維持管理に精通しているか	5 特に優れている 4 優れている 3 標準 2 やや劣っている 1 劣っている	×1 (5)
6	傷病者への対応能力	救命措置を適切に行えるか、訓練教育を実施しているか	5 特に優れている 4 優れている 3 標準 2 やや劣っている 1 劣っている	×1 (5)
7	設備機器の維持管理提案	日常的な運転管理、保守整備が行える体制か、緊急トラブルに対応可能か	5 特に優れている 4 優れている 3 標準 2 やや劣っている 1 劣っている	×2 (10)
8	業務に対する意欲	プレゼンテーションでの説明能力があり、真摯に業務を遂行する意欲があるか	5 特に優れている 4 優れている 3 標準 2 やや劣っている 1 劣っている	×2 (10)
9	雇用・地元貢献	市内の在住者、経験者を積極的に雇用し、管理経験を生かした人員配置とできるか。	5 特に優れている 4 優れている 3 標準 2 やや劣っている 1 劣っている	×2 (10)
10	見積等	提示額が組合が提示した予算以下となっているか	(最低見積額/当該事業者見積額) × 10 ※小数点第一位を四捨五入	×2 (20)

プール・浴場管理及び清掃等業務委託仕様書

1 委託目的

サン・ビレッジ衣浦のプール及び浴場の受付業務、監視業務及び巡視業務、清掃業務、水質管理業務、機械設備運転業務並びに、各種レッスン指導及び季節行事運営等を行い、施設の円滑な管理運営及び利用促進を図るものである。

2 委託場所

碧南市広見町1丁目19番地1地内

3 委託期間

令和6年7月1日から令和9年6月30日まで

4 プール施設天井改修工事の実施

令和6年7月1日から令和6年12月2日にプール室の天井改修工事のため、改修工事期間中の人員配置については別に示すものとする。

ただし、工事の入札及び工事の状況等によりやむなく工期が変更されることで、別に示す人員配置の期間も変更する場合がある。その際は委託者と協議して進めること。

5 業務概要

(1) 運営業務

業務全体の責任を担い、真摯に業務の運営にあたること。

ア 施設全般の運営

イ 受付業務

ウ 事務管理補助業務

(2) 安全衛生管理業務

利用者の体調への配慮、人命救助の対応を常に心がけ、清掃等による衛生保持及び適正な水質管理に努めること。

ア 監視及び巡視業務

イ 清掃業務（日常清掃・定期清掃・特別清掃）

ウ 水質管理業務

(3) 設備機器運転業務

日常的な設備機器の運転を行うとともに、不測の事態にも対応すること。

ア 機械設備運転業務

(4) 日常点検業務

日常的な設備機器の点検を行うとともに、不測の事態にも対応すること。

(5) 日常保守業務

日常的な設備機器の簡易な整備を行うこと。

(6) 利用促進業務

各種イベントの企画運営により利用促進に努めること。

ア ワンポイントレッスン各種

イ 季節行事（年1回以上）

6 業務内容

別添特記仕様書のとおり。

7 業務遂行上の注意

(1) 本委託業務は、関係法令を遵守するほか、本仕様書及び特記仕様書に基づき施行すること。

なお、本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者で協議のうえ決定する。

(2) 受託者は、契約後速やかに業務に着手し、委託期間終了日までに完了しなければならない。

(3) 受託者は、常に職員と綿密な連携を図り、本組合の意図について熟知のうえ作業に着手し、効率的進行に努めなければならない。

(4) 受託者は、詳細事項及び内容に疑義を生じた場合、並びに、業務上重要な事項の選定については、あらかじめ職員と打ち合わせを行い、その指示又は承認を受けなければならない。

(5) 受託者は、本業務における計算の根拠、資料等をすべて明確にしておかなければならない。

8 守秘義務、及び個人情報の保護

(1) 受託者は、業務実施上知りえた企業の情報について、公にされている事項を除き、将来にわたって自ら利用し、他に漏らしてはならない。

(2) 受託者は、個人情報を取り扱う事務を行う場合には、その取扱いについて、衣浦衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年3月29日条例第1号）並びに衣浦衛生組合個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和5年3月29日規則第

1号)を遵守しなければならない。

9 損害賠償

本業務中に生じた諸事故や第三者に与えた損害については、受託者が一切の責任を負い、委託者に発生原因及び経過等を速やかに報告し、委託者の指示に従うものとする。

特記仕様書

1 適用

本特記仕様書は、サン・ビレッジ衣浦のプール・浴場管理及び清掃等業務委託に適用する。

2 期間等

- (1) 契約期間 令和6年7月1日から令和9年6月30日まで
- (2) 業務期間 令和6年7月1日から令和9年6月30日まで
令和6年6月1日から令和6年6月30日までを準備期間とする。
- (3) 業務時間 平日 午前10時15分から午後9時45分まで
(営業時間 午前11時から午後9時まで)
土日祝日 午前9時15分から午後9時45分まで
(営業時間 午前10時から午後9時まで)
夏季特別営業期間は土日祝日に準ずる。
- (4) 休日 月曜日（月曜日が祝日・振替休日の場合は、直後の平日）
年末年始 12月29日から翌年1月4日まで
- (5) 業務日数 別表1のとおり。

3 各業務別特記事項

(1) 運營業務

ア 施設全般の運営

(ア) 人員配置は、プール・浴場施設のポスト数配置表（別表2）により適正に配置すること。ただし、プール天井改修工事期間中においては、工事期間中における人員配置表（別表3）に基づき適正配置すること。

a 人員について、次項を毎年度衣浦衛生組合に届け出るものとする。

- (a) 住所、氏名、生年月日
- (b) 経歴及び資格
- (c) 健康状態
- (d) 通勤の手段

b 現場責任者は、次項の内いずれかの資格または経験を有する者を従事させること。

- (a) 日本体育施設協会認定水泳指導管理士

(b) 日本赤十字社水上安全法救助員または日本赤十字社救急法救急員

(c) (社)日本プールアメニティ施設協会認定プール衛生管理者

(d) プール施設の管理運営経験が1年以上ある者

c 施設において、警備業務資格者を配置すること。(警備業法第2条第1項第1号)

(i) 従業員の教育訓練を適時行い、資質の向上に努めること。

(f) 利用者の忘れ物の受付処理業務

(e) 利用促進事業を含む利用者数及び使用料の集計及び報告書の作成

イ 受付業務

(7) 各利用券の受領、回数券の販売、両替

(i) 貸出品の貸与、返却対応

(f) 施設の利用案内及び電話対応

(e) 館内放送、BGM放送業務

(f) 苦情対応、接客業務

(g) その他受付業務に必要な事項(別紙1)

ウ 事務管理補助業務

(2) 安全衛生管理業務

ア 監視及び巡視業務

(7) プール施設

「愛知県プール管理手引き」に従い、次の項目について監視及び巡視を行うこと。

a プール室内巡視

b 子供プール(巾広スライダー、子供プール、幼児プール)監視

c 25mプール(5コース)監視

d ジャグジープール監視

e プール室出入口監視

f 採暖室巡視

(i) 浴場施設

次の項目について30分に1回以上巡視を行うこと。

a 浴室全般

b 各浴槽内

c 洗い場

d 脱衣室

e トイレ

(ウ) その他の施設内外及び駐車場の巡視

イ 清掃業務（日常清掃・定期清掃・特別清掃）

(ア) 日常清掃

a プール施設

(a) 清掃の範囲（別紙2 平面図等のとおり）

(b) 清掃の回数は1日1回以上清掃を行うものとする。ただし、倉庫、機械室は1ヵ月間に1以上行うものとする。

(c) プール内の浮遊物及び沈殿物の除去。

(d) プールサイドは、必要に応じブラシ及びポリシャーで清掃し、水切りを実施。

(e) 更衣室内のマット及び床面は汚れに応じて清掃する。

(f) シャワー室の壁面は汚れに応じて清掃すること。

b 浴場施設

(a) 清掃の範囲（別紙2 平面図のとおり）

(b) 清掃の回数は1日1回以上清掃を行うものとする。

(c) 浴槽・浴室及び脱衣室については、営業終了後清掃し、開館中においても利用者入場の状況により、汚れている時は清掃を行うこと。

(d) 洗い場の椅子及び桶など利用者が直接使用する器具は、洗剤等で洗い清潔にしておくこと。

(e) サウナマット、浴室出入口の足ふきマットは定期的に交換し、交換した物は洗濯をする。

(f) ボディーソープ及びシャンプーの補充。

(g) 浴槽内の浮遊物及び沈殿物の除去。

c その他

(a) 玄関、ロビー等の整理整頓及び清掃

(b) 従業員が使用する事務室、休憩室、更衣室の整理整頓

(c) モップ掛け

(d) 食べこぼしの掃除

- (e) 踏み出しカーペットの掃除
 - (f) 出入口ドアの枠及びガラス掃除
 - (g) 喫煙所の吸い殻の回収及び灰皿掃除
 - (h) 施設内設置のテーブル、椅子、ソファ等々の拭き掃除
 - (i) トイレは薬剤をもって消毒し、便器・タイル部及び床の清掃を実施
 - (j) トイレトペーパー及び石鹼液補充
 - (k) 施設内外に落ちているごみは、その都度片付けること。
 - (l) ガラス清掃（手の届く範囲）
- (イ) 定期清掃
- a プール施設
 - (a) 回数は、年間2回（愛知県プール条例運営要綱）
 - (b) 実施日は、衣浦衛生組合の指定する日に行う。
 - (c) 作業工程計画書は、事前に衣浦衛生組合に提出する。
 - (d) 作業終了時には速やかに換水後の点検結果を提出する。
 - b 浴場施設について
 - (a) 回数は、1週間1回（公衆浴場における衛生等管理要領）
 - (b) 実施日は、計画立てて衣浦衛生組合に提出する。
 - c 床面清掃
 - (a) 回数は、年4回。うち年1回ワックスが蓄積した箇所は、はくり洗浄をすること。
 - (b) 床面の洗浄及びワックス塗布（範囲及び面積は別紙図のとおり）
 - (c) 機械器具・材料は、床面を洗浄研磨で損壊しないよう適正良質なものを使用する。
 - (d) 床の材質を考慮し、汚れに応じた薬剤を使用すること。
 - (e) 物品等を移動した場合は、損傷しないように扱い、清掃終了後もとの位置に戻すこと。
 - d ガラス面清掃
 - (a) 回数は、年間2回
 - (b) 全面の洗浄清掃を行うこと。
 - (c) 窓ガラス清掃は、跡が付かないよう丁寧に行い両面実施すること。
 - (d) アルミサッシの拭き掃除も合わせて行うこと。
 - (e) 高所作業を伴う場合については、作業上の安全措置を施すこと。

(ウ) 特別清掃

事前に衣浦衛生組合の承認を得た、特別清掃実施届（以下 a、b 参考）により適正に 清掃すること

- a 毎日営業終了後の浴室清掃（午後 9 時 45 分から午後 10 時 45 分まで）
- b 月 1 回、プール更衣室及びプールサイド等清掃を休館日に行うこと。（特別営業期間及びプール天井改修工事期間は除く）
- c プール天井改修工事終了後、プール更衣室床、プール室床、壁並びに各プールの清掃を行うこと。

ウ 水質管理業務

(ア) プール施設

- a 気温及び湿度測定
- b 水温等測定
- c PH値測定検査（PH 5.8 以上 8.6 以下）
- d 残留塩素測定 濃度（0.4 mg/l 以上～1.0 mg/l 以下が望ましい）
- e 濁度有無（目視で確認）
- f 補給水量
- g ろ過機の運転状況等
- h 薬品管理
- i 屋内二酸化炭素濃度測定
- j 水質不適・異常などあった場合には、その状況やその後の措置状況を業務報告書に記入する。

(イ) 浴場施設

- a 室内外気温及び湿度測定
- b 水温等測定
- c PH値測定検査
- d 残留塩素測定 濃度（0.2 mg/l 以上～1.0 mg/l 以下が望ましい）
- e 濁度有無（目視で確認）
- f 補給水量
- g ろ過機の運転状況等
- h 薬品管理

i 水質不適・異常などあった場合には、その状況やその後の措置状況を業務報告書に記入する。

(ウ) 水質基準について

a 愛知県プール条例運営要綱による

b 公衆浴場における衛生等管理要領による

(3) 設備機器運転業務（別紙3）

ア 機械設備運転業務

(ア) 空調設備

(イ) 機械設備

(4) 日常点検業務

関連機器整備の経験者であること。

ア 建築設備

イ 機械設備

(5) 日常保守業務

関連機器整備の経験者であること。

ア 機器等の電流、温度、圧力、振動、異音など記録（点検表作成含む）

イ 軽微な補修及び修理（材料等は衣浦衛生組合が負担する。）

ウ 機器等整備の立合

エ 修理方法提案

オ 整備計画の見直し

カ 作業日報に(ア)の点検事項の異常を詳細に記入すること。

キ 衣浦衛生組合と充分連絡をとり、業務に支障のないようにする。

(6) 利用促進業務

ア ワンポイントレッスン各種（別紙4，5参考）

専門コーチの指導者により、健康促進及び体力づくりの企画

イ 季節行事（年1回以上）

令和7年度

(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)
4/6	4/7	4/1	4/2	4/3	4/4	4/5
4/13	4/14	4/8	4/9	4/10	4/11	4/12
4/20	4/21	4/15	4/16	4/17	4/18	4/19
4/27	4/28	4/22	4/23	4/24	4/25	4/26
4/27	4/28	4/29	4/30			
5/4	5/5	5/6	5/7	5/1	5/2	5/3
5/11	5/12	5/13	5/14	5/8	5/9	5/10
5/18	5/19	5/20	5/21	5/15	5/16	5/17
5/25	5/26	5/27	5/28	5/22	5/23	5/24
5/25	5/26	5/27	5/28	5/29	5/30	5/31
6/1	6/2	6/3	6/4	6/5	6/6	6/7
6/8	6/9	6/10	6/11	6/12	6/13	6/14
6/15	6/16	6/17	6/18	6/19	6/20	6/21
6/22	6/23	6/24	6/25	6/26	6/27	6/28
6/29	6/30					
		7/1	7/2	7/3	7/4	7/5
7/6	7/7	7/8	7/9	7/10	7/11	7/12
7/13	7/14	7/15	7/16	7/17	7/18	7/19
7/20	7/21	7/22	7/23	7/24	7/25	7/26
7/27	7/28	7/29	7/30	7/31		
					8/1	8/2
8/3	8/4	8/5	8/6	8/7	8/8	8/9
8/10	8/11	8/12	8/13	8/14	8/15	8/16
8/17	8/18	8/19	8/20	8/21	8/22	8/23
8/24	8/25	8/26	8/27	8/28	8/29	8/30
8/31						
	9/1	9/2	9/3	9/4	9/5	9/6
9/7	9/8	9/9	9/10	9/11	9/12	9/13
9/14	9/15	9/16	9/17	9/18	9/19	9/20
9/21	9/22	9/23	9/24	9/25	9/26	9/27
9/28	9/29	9/30				
			10/1	10/2	10/3	10/4
10/5	10/6	10/7	10/8	10/9	10/10	10/11
10/12	10/13	10/14	10/15	10/16	10/17	10/18
10/19	10/20	10/21	10/22	10/23	10/24	10/25
10/26	10/27	10/28	10/29	10/30	10/31	
						11/1
11/2	11/3	11/4	11/5	11/6	11/7	11/8
11/9	11/10	11/11	11/12	11/13	11/14	11/15
11/16	11/17	11/18	11/19	11/20	11/21	11/22
11/23	11/24	11/25	11/26	11/27	11/28	11/29
11/30						
	12/1	12/2	12/3	12/4	12/5	12/6
12/7	12/8	12/9	12/10	12/11	12/12	12/13
12/14	12/15	12/16	12/17	12/18	12/19	12/20
12/21	12/22	12/23	12/24	12/25	12/26	12/27
12/28	12/29	12/30	12/31			
				1/1	1/2	1/3
1/4	1/5	1/6	1/7	1/8	1/9	1/10
1/11	1/12	1/13	1/14	1/15	1/16	1/17
1/18	1/19	1/20	1/21	1/22	1/23	1/24
1/25	1/26	1/27	1/28	1/29	1/30	1/31
2/1	2/2	2/3	2/4	2/5	2/6	2/7
2/8	2/9	2/10	2/11	2/12	2/13	2/14
2/15	2/16	2/17	2/18	2/19	2/20	2/21
2/22	2/23	2/24	2/25	2/26	2/27	2/28
3/1	3/2	3/3	3/4	3/5	3/6	3/7
3/8	3/9	3/10	3/11	3/12	3/13	3/14
3/15	3/16	3/17	3/18	3/19	3/20	3/21
3/22	3/23	3/24	3/25	3/26	3/27	3/28
3/29	3/30	3/31				

4月	平日	17
	土・日・祝	9
	休み	4
		30

5月	平日	16
	土・日・祝	11
	休み	4
		31

6月	平日	12
	土・日・祝	7
	休み	11
		30

7月	平日	8
	平日(夏)	8
	土・日・祝	4
	土・日・祝(夏)	3
	休み	8
		31

8月	平日(夏)	20
	土・日・祝(夏)	11
	休み	0
		31

9月	平日	15
	土・日・祝	10
	休み	5
		30

10月	平日	18
	土・日・祝	9
	休み	4
		31

11月	平日	14
	土・日・祝	12
	休み	4
		30

12月	平日	16
	土・日・祝	8
	休み	7
		31

1月	平日	15
	土・日・祝	8
	休み	8
		31

2月	平日	7
	土・日・祝	4
	休み	17
		28

3月	平日	16
	土・日・祝	10
	休み	5
		31

合計	平日	154
	平日(夏)	28
	土・日・祝	92
	土・日・祝(夏)	14
	休み	77
営業日数		288
全日数		365

令和8年度

(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)
4/5	4/6	4/7	4/8	4/9	4/10	4/11
4/12	4/13	4/14	4/15	4/16	4/17	4/18
4/19	4/20	4/21	4/22	4/23	4/24	4/25
4/26	4/27	4/28	4/29	4/30		
5/3	5/4	5/5	5/6	5/7	5/8	5/9
5/10	5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16
5/17	5/18	5/19	5/20	5/21	5/22	5/23
5/24	5/25	5/26	5/27	5/28	5/29	5/30
5/31						
6/1	6/2	6/3	6/4	6/5	6/6	
6/7	6/8	6/9	6/10	6/11	6/12	6/13
6/14	6/15	6/16	6/17	6/18	6/19	6/20
6/21	6/22	6/23	6/24	6/25	6/26	6/27
6/28	6/29	6/30				
7/5	7/6	7/7	7/8	7/9	7/10	7/11
7/12	7/13	7/14	7/15	7/16	7/17	7/18
7/19	7/20	7/21	7/22	7/23	7/24	7/25
7/26	7/27	7/28	7/29	7/30	7/31	
8/2	8/3	8/4	8/5	8/6	8/7	8/8
8/9	8/10	8/11	8/12	8/13	8/14	8/15
8/16	8/17	8/18	8/19	8/20	8/21	8/22
8/23	8/24	8/25	8/26	8/27	8/28	8/29
8/30	8/31					
9/6	9/7	9/8	9/9	9/10	9/11	9/12
9/13	9/14	9/15	9/16	9/17	9/18	9/19
9/20	9/21	9/22	9/23	9/24	9/25	9/26
9/27	9/28	9/29	9/30			
10/4	10/5	10/6	10/7	10/8	10/9	10/10
10/11	10/12	10/13	10/14	10/15	10/16	10/17
10/18	10/19	10/20	10/21	10/22	10/23	10/24
10/25	10/26	10/27	10/28	10/29	10/30	10/31
11/1	11/2	11/3	11/4	11/5	11/6	11/7
11/8	11/9	11/10	11/11	11/12	11/13	11/14
11/15	11/16	11/17	11/18	11/19	11/20	11/21
11/22	11/23	11/24	11/25	11/26	11/27	11/28
11/29	11/30					
12/6	12/7	12/8	12/9	12/10	12/11	12/12
12/13	12/14	12/15	12/16	12/17	12/18	12/19
12/20	12/21	12/22	12/23	12/24	12/25	12/26
12/27	12/28	12/29	12/30	12/31		
1/3	1/4	1/5	1/6	1/7	1/8	1/9
1/10	1/11	1/12	1/13	1/14	1/15	1/16
1/17	1/18	1/19	1/20	1/21	1/22	1/23
1/24	1/25	1/26	1/27	1/28	1/29	1/30
1/31						
2/7	2/8	2/9	2/10	2/11	2/12	2/13
2/14	2/15	2/16	2/17	2/18	2/19	2/20
2/21	2/22	2/23	2/24	2/25	2/26	2/27
2/28						
3/7	3/8	3/9	3/10	3/11	3/12	3/13
3/14	3/15	3/16	3/17	3/18	3/19	3/20
3/21	3/22	3/23	3/24	3/25	3/26	3/27
3/28	3/29	3/30	3/31			

4月	平日	17
	土・日・祝	9
	休み	4
		30

5月	平日	14
	土・日・祝	13
	休み	4
		31

6月	平日	9
	土・日・祝	4
	休み	17
		30

7月	平日	11
	平日(夏)	9
	土・日・祝	7
	土・日・祝(夏)	2
	休み	2
		31

8月	平日(夏)	20
	土・日・祝(夏)	11
	休み	0
		31

9月	平日	15
	土・日・祝	11
	休み	4
		30

10月	平日	17
	土・日・祝	10
	休み	4
		31

11月	平日	14
	土・日・祝	11
	休み	5
		30

12月	平日	16
	土・日・祝	8
	休み	7
		31

1月	平日	15
	土・日・祝	9
	休み	7
		31

2月	平日	7
	土・日・祝	5
	休み	16
		28

3月	平日	17
	土・日・祝	9
	休み	5
		31

合計	平日	152
	平日(夏)	29
	土・日・祝	96
	土・日・祝(夏)	13
	休み	75
営業日数		290
全日数		365

プール・浴場施設のポスト数配置

(別表2)

監視箇所等	平日	土・日・祝日	平日(夏休み)	土・日・祝日(7・8月)
1 現場責任者 (事務管理補助)	1	1	1	1
2 受付業務	1	2	1	2
3 監視業務 プール内巡視 子供プルー式 ・巾広スライダー ・子供プール ・幼児プール ジャグジー 25mプール プール室出入口 採暖室	2	3	4	5
4 日常清掃業務及び 浴場等の巡視業務 浴場施設(男女) ・脱衣室、洗面所 ・サウナ室 ・洗い場 ・シャワー ・白湯 ・カルシウム温泉 ・露天風呂等 プール施設(男女) ・更衣室、洗面所 ・シャワー室 ・トイレ ・採暖室 ・障害者用更衣室 ・監視室 ・医務室 ・軽運動室 共通施設 ・玄関 ・ホール ・ギャラリー ・自販機コーナー ・トイレ(男女) ・和室 機械設備保守管理 ・屋外施設 ・駐車場等	2	2	2	2
配置合計人員	6	8	8	10
5 施設において、警備業務の資格者を配置する。(警備業法第2条第1項第1号又2号)				

工事期間中の人員数配置

(別表3)

監視箇所等	平日	土・日・祝日	平日(夏休み)	土・日・祝日(7・8月)
1 現場責任者 (事務管理補助)	1	1	1	1
2 受付業務	1	2	1	2
3 監視業務 プール内巡視 子供プール一式 ・巾広スライダー ・子供プール ・幼児プール ジャグジー 25mプール プール室出入口 採暖室	0	0	0	0
4 日常清掃業務及び 浴場等の巡視業務 浴場施設(男女) ・脱衣室、洗面所 ・サウナ室 ・洗い場 ・シャワー ・白湯 ・カルシウム温泉 ・露天風呂等 プール施設(男女) ・更衣室、洗面所 ・シャワー室 ・トイレ ・採暖室 ・障害者用更衣室 ・監視室 ・医務室 ・軽運動室 共通施設 ・玄関 ・ホール ・ギャラリー ・自販機コーナー ・トイレ(男女) ・和室 機械設備保守管理 ・屋外施設 ・駐車場等	2.5	2.5	2.5	2.5
配置合計人員	4.5	5.5	4.5	5.5
5 施設において、警備業務の資格者を配置する。(警備業法第2条第1項第1号又2号)				

◎余熱利用施設（サンビレッジ衣浦）プール及び浴場施設の利用について

- 1 開館時間（プール、浴場施設）
- ◇ 平日 午前11時～午後9時まで
 - ◇ 平日（夏休み） 午前10時～午後9時まで
 - ◇ 土、日、祝日 午前10時～午後9時まで
- 2 休館日（プール、浴場施設）
- ◇ 毎週月曜日（夏休み期間は除く）
（月曜日が祝日・振替休日の場合は直後の平日）
 - ◇ 12月29日～翌年1月4日
 - ◇ このほか臨時に休館することがあります。
- 3 施設使用料

区 分		単 位	使用料(円)	納付の時期	
プ ー ル 施 設	普通 利用券	一 般	1人1回につき	440	プール施設 を利用する とき。
		小・中学生		220	
回 数 利 用 券	一 般	利用券 11片綴	4,400	回数利用券 を交付する とき。	
		利用券 30片綴	11,000		
	小・中学生	利用券 11片綴	2,200		
卓球設備利用券 (一式セット)		1時間1回につき	200	卓球台設備 を利用する とき。	
備 考	<p>1 一般とは、満15歳以上（中学生は除く。）の者をいう。</p> <p>2 小学校入学前の者については、使用料を徴収しない。</p> <p>3 プール回数利用券の利用のときは、1片につき1人1回とする。</p> <p>4 卓球設備を利用する時は受付で申込みをし予約完了後、利用券を 購入してください。</p> <p>5 プール利用1回とは、プール施設からの入・退場を1回という。</p>				

区 分		単 位	使用料(円)	納付の時期	
浴 場 施 設	普通 利用券	一 般	1人1回につき	440	浴場施設を 利用する とき。
		小・中学生		220	
回 数 利 用 券	一 般	利用券 11片綴	4,400	回数利用券 を交付する とき。	
		利用券 30片綴	11,000		
	小・中学生	利用券 11片綴	2,200		
備	1 一般とは、満15歳以上（中学生は除く。）の者をいう。				

考	2 小学校入学前の者については、使用料を徴収しない。 3 浴場回数利用券の利用のときは、1片につき1人1回とする。 4 浴場利用1回とは、浴場施設からの入・退場を1回という。				
セ ツ ト	区 分		単 位	使用料(円)	納付の時期 プール・浴場施設を連続して利用するとき。
	普通 利用券	一 般 小・中学生	1人1回につき	550 270	
備 考	1 一般とは、満15歳以上（中学生は除く。）の者をいう。 2 小学校入学前の者については、使用料を徴収しない。 3 セット利用1回とは、プール施設及び浴場施設からの入・退場を1回という。				

4 入場の制限

- (1) 保護者同伴でない小学生3年生以下の児童・幼児については、入場をお断わりします。（同伴の保護者1名につき、小学生3年生以下の児童又は幼児の入場は2名以下とする。）
- (2) 水着でない人は、プールへ入場できません。
- (3) 酒気を帯びている人、伝染性疾患があると認められる人、健康状態の思わしくない人はプール室、浴室へ入場できません。
- (4) おむつ及びおむつに類するものを使用中の乳幼児は、プール室へ入場できません。
- (5) 入館者多数の場合は入館を制限する場合があります。

5 注意事項

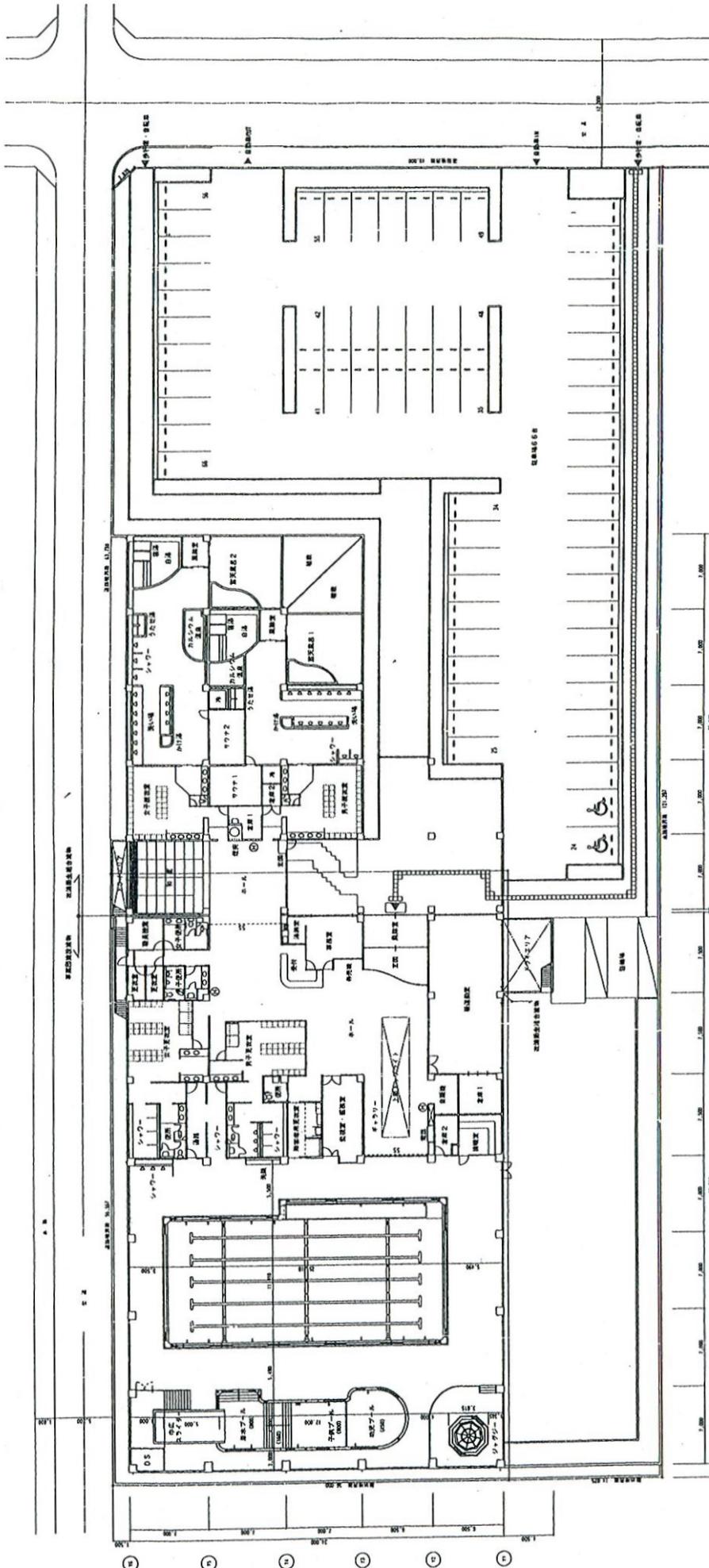
(1) プール施設

- ア 遊具類（浮き輪、ビート板、ビーチボール等）の持ち込みはできません。
- イ メガネをかけてのプール入水はできません。
- ウ プール室内に入る前には、シャワーでよく身体を洗ってください。
- エ プールへ入る前には、必ず準備運動を行ってください。
- オ プール室内へのタオル持ち込みはできません。

(2) プール・浴場施設（共通）

- ア ロッカー使用のため投入した硬貨（100円）は、使用後に戻りますので、忘れないよう注意してください。
- イ 水質管理・事故防止のため、プール入水者は必ず水泳帽子をかぶってください。
- ウ はき物は下駄箱に入れるかビニール袋に入れ、ロッカーにしまってください。
- エ 露天風呂を含む館内は全て禁煙です。喫煙は所定の場所にてお願いします。また、プール室、浴室、更衣室・脱衣室での飲食はできません。
- オ プール室、浴室内にはガラス製品、危険物等の持ち込みを禁止します。
- カ プール室、浴室内には貴金属類（ネックレス・イヤリング等の装飾品、時計等）、衣料品、携帯電話等の持ち込みはできません。
- キ 下着のままホールに出ることは禁止します。
- ク 施設内で負傷などした場合、応急手当をいたしますが、その後の責

- 任は負いませんので十分ご注意ください。
- ケ 施設内では、係員の指示に従ってください。
 - コ 犬、猫等ペット類の持ち込みはできません。
 - サ 施設を利用されている他の方に迷惑をかけないように、お互いに気を付けてご利用して頂くようお願いいたします。
 - シ 腕時計型活動量計等（いわゆるスマートウォッチ等）については、保護バンドなどを上から着用していれば、利用可能。ただし、保護バンド等は腕時計型活動量計等の金属部分が露出しない物で、利用者が用意してください。



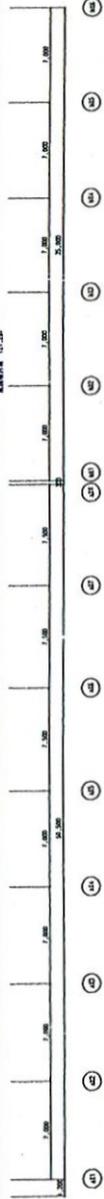
配置図

名称	コナクリート
種別	種別 (G5)
所在地	東京都千代田区

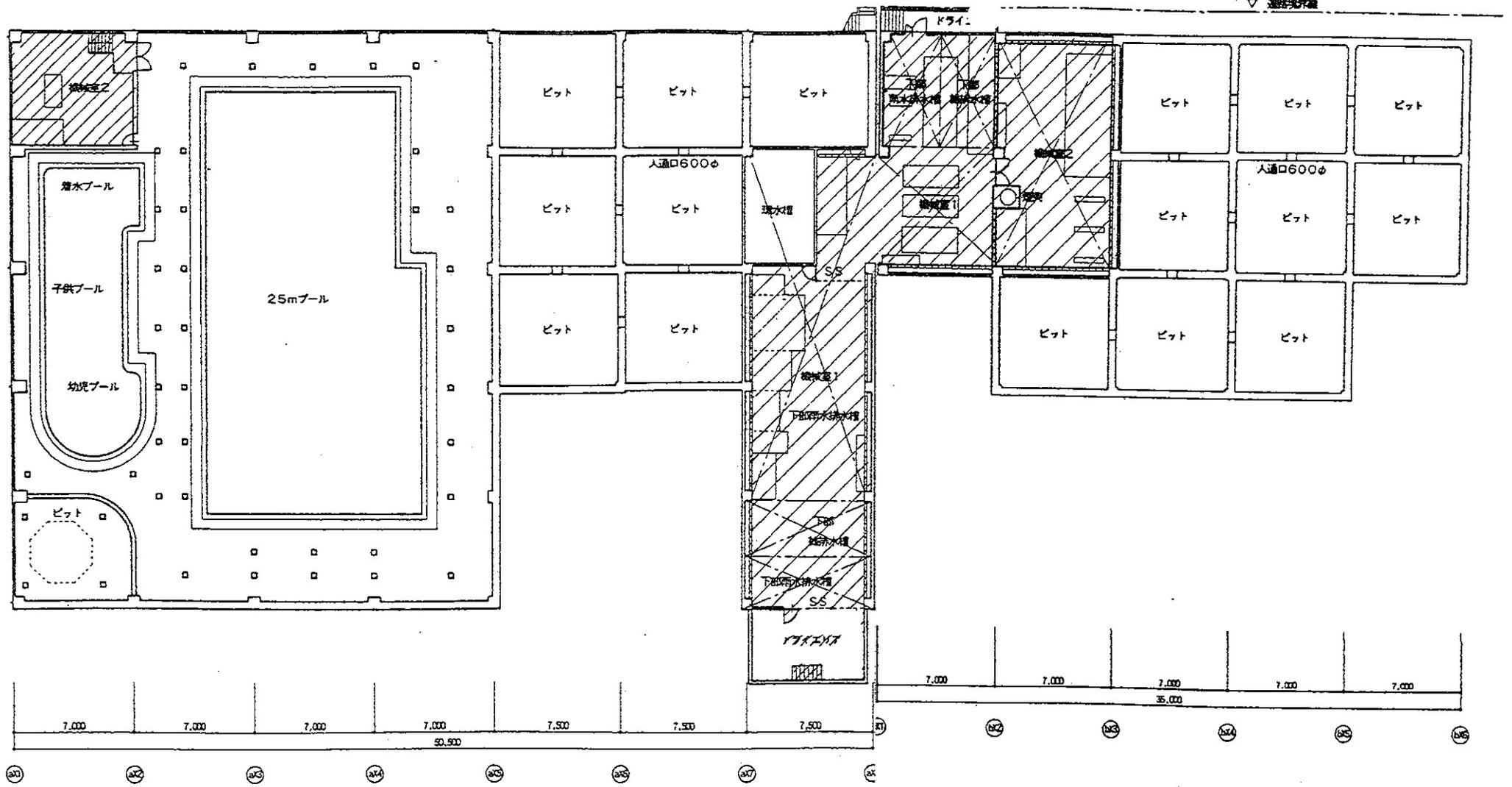


- 余熱利用施設 (風呂等)
- ・敷地面積 4,055㎡
 - ・建築延面積 789㎡
 - ・建築物造 鉄筋コンクリート造 1 階建
 - ・主な建築物の内容
- | | |
|----------------------------------|--------------------|
| 和室 | 45 坪 |
| 更衣室 | 114 坪 (ロッカー男女各90個) |
| 浴室 (男・女) | 327 坪 |
| サウナ、うたせ湯、カルシウム温泉、湯船、白湯、露天風呂、洗い場等 | |
| 駐車場 (66台)、監視機 (30台) | |

配置図表1 敷地面積 5c1 / 200



- 勤労者総合スポーツ施設 (温水プール等)
- ・敷地面積 2,000㎡
 - ・建築延面積 2,084㎡
 - ・建築物造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造 1 階建
 - ・主な建築物の内容
- | | |
|---|---------------------|
| 更衣室 | 179 坪 (ロッカー男女各150個) |
| プール | 978 坪 |
| 温水プール | 255㎡コース |
| こども用プール (巾広スライダー、着水プール、せせらぎ、こどもプール、幼児プール) | |
| 円形ジャグジー | |
| 観音船室 | 100 坪 |
| 医師室、監視室 | 30 ㎡ |
| 探査室 | 15 ㎡ |
| 機械室 | 278 ㎡ |



地階平面図 Sc= 1 / 200

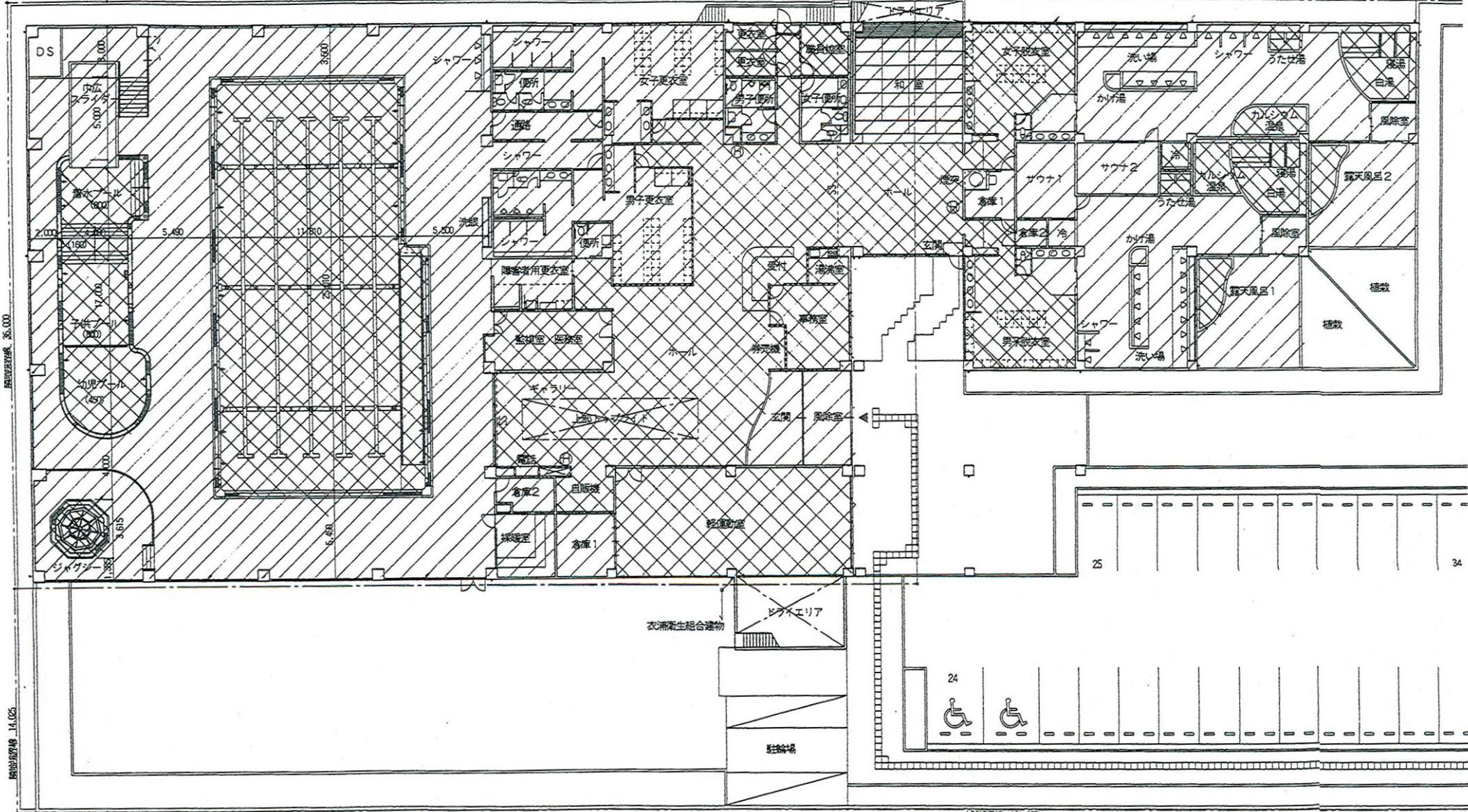
地階平面図 Sc= 1 / 200

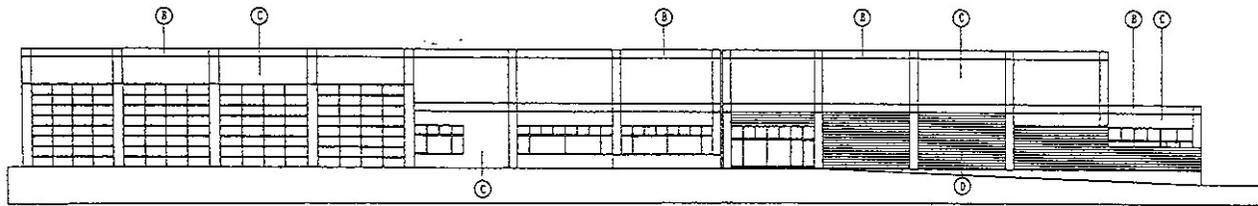


日常清掃

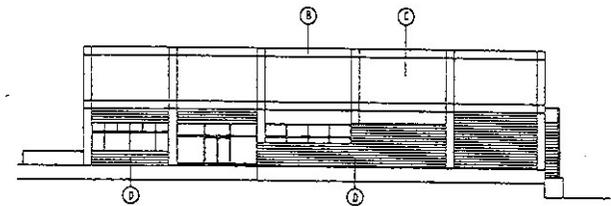


定期清掃・日常点検

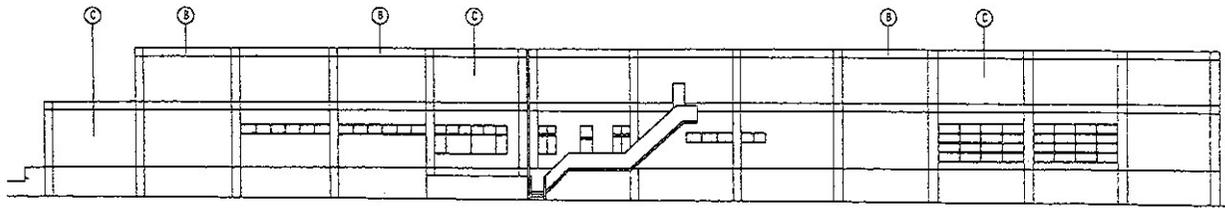




南立面図 S=1:200

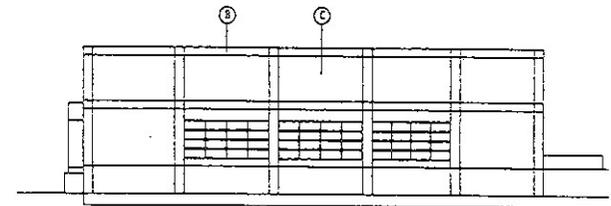


東立面図 S=1:200



北立面図 S=1:200

A: 瓦タイル
 B: 化粧コンクリート打放し
 C: 吹付けタイル



西立面図 S=1:200

A: 瓦タイル
 B: 化粧コンクリート打放し
 C: 吹付けタイル

・ガラス面清掃

①プール棟	353.46㎡
②浴場棟	105.03㎡
合計	458.49㎡

機器設備一覧

機器名称	設置場所	現場操作盤	遠方操作盤	備考
BH-1	温水発生器 (ボイラー)	B 1 F 機械室	B 1 F 機械室	1 F 事務室 2 基
RH-1	吸収式冷温水発生器	B 1 F 機械室	B 1 F 機械室	1 F 事務室 —
CT-1	冷却塔	RE 機械置場	B 1 F 機械室	1 F 事務室 —
AC-1	ユニット型空調機 (エアハン)	空調機械室	空調機械室	1 F 事務室 —
FCC-8	ファンコイル	ホール	ホール	1 F 事務室 2 台
FCU-6	ファンコイル	和室	和室	1 F 事務室 4 台
FCU-8	ファンコイル	男子更衣室	男子更衣室	1 F 事務室 3 台
FCU-8	ファンコイル	女子更衣室	女子更衣室	1 F 事務室 3 台
PCH-1	冷温水循環渦巻ポンプ	B 1 F 機械室	B 1 F 機械室	1 F 事務室 2 台
PCD-1	冷温水循環渦巻ポンプ	B 1 F 機械室	B 1 F 機械室	1 F 事務室 2 台
PH-1	温水 1 次側渦巻ポンプ	B 1 F 機械室	B 1 F 機械室	1 F 事務室 1 台
PH-2	給湯 1 次側ラインポンプ	B 1 F 機械室	B 1 F 機械室	1 F 事務室 4 台
PH-3	給湯 2 次側ラインポンプ	B 1 F 機械室	B 1 F 機械室	1 F 事務室 2 台
PH-4	温水 2 次側渦巻ポンプ	B 1 F 機械室	B 1 F 機械室	1 F 事務室 2 台
PH-5	温水 2 次側ラインポンプ	B 1 F 機械室	B 1 F 機械室	1 F 事務室 2 台
PU-1	給湯ポンプユニット	B 1 F 機械室	B 1 F 機械室	1 F 事務室 1 基
GP-1	オイルギアポンプ	B 1 F 機械室	B 1 F 機械室	— 2 台
PD-3	雑排水水中ポンプ	地下雑排水槽	B 1 F 機械室	— 2 台
PD-4-1	雨水排水水中ポンプ	地下雨水槽	B 1 F 機械室	— 2 台
PD-4-2	雨水排水水中ポンプ	地下雨水槽	B 1 F 機械室	— 2 台
FE-4	送風機	B 1 F 機械室	B 1 F 機械室	1 F 事務室 3 台
FS-3	送風機	B 1 F 機械室	B 1 F 機械室	1 F 事務室 —
FE-6	送風機	B 1 F 機械室	B 1 F 機械室	— —
FS-5	送風機	B 1 F 機械室	B 1 F 機械室	— —
FE-7	送風機	男子浴室	男子浴室	1 F 事務室 2 台
FE-7	送風機	女子浴室	女子浴室	1 F 事務室 2 台
FE-8	送風機	男子更衣室	男子更衣室	1 F 事務室 1 台
FE-8	送風機	女子更衣室	女子更衣室	1 F 事務室 1 台
FE-9	送風機	ホール	ホール	1 F 事務室 —
FV-7	換気扇	男子更衣室WC	男子更衣室WC	— 1 台
FV-7	換気扇	女子更衣室WC	女子更衣室WC	— 1 台
FV-7	換気扇	倉庫(1)	倉庫(1)	— —
FV-8	換気扇	倉庫(2)	倉庫(2)	— —
FV-12	換気扇	和室	和室	— —
THW-1	貯湯タンク	B 1 F 機械室	—	— 1 基
EXT-1	膨張タンク	B 1 F 機械室	—	— 1 基
EXT-2	膨張タンク	B 1 F 機械室	—	— 1 基
EXT-3	膨張タンク	B 1 F 機械室	—	— 1 基
EXT-4	膨張タンク	B 1 F 機械室	—	— 1 基
OT-1	オイルタンク	屋外	—	— 2 基
OST-1	オイルサービスタンク	B 1 F 機械室	—	— 1 基
CA-1	カルシウム装置	B 1 F 機械室	—	— 1 基
HE-2	プレート式熱交換器	B 1 F 機械室	—	— 1 基
HE-3	プレート式熱交換器	B 1 F 機械室	—	— 1 基
WF-3	風呂濾過器ユニット	B 1 F 機械室	B 1 F 機械室	— 1 基
WF-4	風呂濾過器ユニット	B 1 F 機械室	B 1 F 機械室	— 1 基
WF-5	風呂濾過器ユニット	B 1 F 機械室	B 1 F 機械室	— 1 基

WF-5	風呂濾過器ユニット	B1F機械室	B1F機械室	—	1基
UP-1	うたせポンプ	B1F機械室	B1F機械室	—	—
UP-2	うたせポンプ	B1F機械室	B1F機械室	—	—
JT-1	ジェットポンプ	B1F機械室	B1F機械室	—	1基
JT-2	ジェットポンプ	B1F機械室	B1F機械室	—	1基
CBX-2	濾過制御盤	B1F機械室	B1F機械室	—	1基
電気 (キュービクル・分電盤・動力盤)		屋上・各所	—	—	—
火災報知器		1F事務室	—	—	—
放送設備		1F事務室	—	—	—
ACP-1	パッケージ型空調機	1F事務室	—	—	1基
ACP-2	パッケージ型空調機	職員控室	職員控室	—	1基
	パッケージ型空調機	洋風風呂浴室	和風浴場更衣室	—	1台
	パッケージ型空調機	女子更衣室	女子更衣室	—	1台
FFC-3	ファンコイル	身障者更衣室	身障者更衣室	1F事務室	—
FFC-6	ファンコイル	軽運動室	軽運動室	1F事務室	8台
FFC-6	ファンコイル	風除室	風除室	1F事務室	2台
FFC-8	ファンコイル	監視室・医務室	監視室・医務室	1F事務室	3台
FFC-8	ファンコイル	男子更衣室	男子更衣室	1F事務室	2台
FCC-8	ファンコイル	女子更衣室	女子更衣室	1F事務室	2台
FCC-8	ファンコイル	ホール	ホール	1F事務室	4台
FCC-12	ファンコイル	ホール	ホール	1F事務室	—
FCC-12	ファンコイル	自販機置場	ホール	1F事務室	—
HEV-1	全熱交換ユニット	男子更衣室	男子更衣室	—	—
HEV-1	全熱交換ユニット	女子更衣室	女子更衣室	—	—
HEV-2	全熱交換ユニット	職員控室	職員控室	—	—
HEV-2	全熱交換ユニット	身障者更衣室	身障者更衣室	—	—
HEV-3	全熱交換ユニット	1F事務室	1F事務室	—	—
HEV-4	全熱交換ユニット	監視室・医務室	監視室・医務室	—	—
HEV-7	全熱交換ユニット	ホール	ホール	—	2台
HEV-7	全熱交換ユニット	軽運動室	軽運動室	—	2台
AF-1	空気洗浄機	空調機械室	空調機械室	—	—
FE-1	遠心送風機	B1F機械室	B1F機械室	1F事務室	—
FS-2	消音ボックス付ユニット	B1F機械室	B1F機械室	—	—
FE-3	消音ボックス付ユニット	B1F機械室	B1F機械室	—	—
FS-3	消音ボックス付ユニット	B1F機械室	B1F機械室	—	—
FS-4	消音ボックス付ユニット	B1F機械室	B1F機械室	—	—
FE-5	有圧換気扇	B1F機械室	B1F機械室	—	—
FE-2	有圧換気扇	空調機械室	空調機械室	—	—
FS-6	消音ボックス付ユニット	倉庫2	倉庫2	—	—
FS-7	有圧換気扇	RF屋外	空調機械室	1F事務室	—
FV-1	換気扇	プール女子シャワー室	プール女子シャワー室	—	2台
FV-2	換気扇	ホール男子WC	ホール男子WC	—	2台
FV-2	換気扇	ホール女子WC	ホール女子WC	—	2台
FV-2	換気扇	プール男子WC	プール男子WC	—	2台
FV-2	換気扇	プール女子WC	プール女子WC	—	2台
FV-2	換気扇	身障者WC	身障者WC	—	—
FV-3	換気扇	シャワー、シャワー通路	シャワー、シャワー通路	—	—
FV-3	換気扇	採暖室	採暖室	—	—
FV-4	換気扇	更衣室1, 2	更衣室1, 3	—	2台
FV-5	換気扇	倉庫2	倉庫(2)	—	—

FV-6	換気扇	倉庫1	倉庫1	—	—
FV-9	換気扇	プール男子シャワー室	プール男子シャワー室	—	—
FV-10	換気扇	身障者シャワー室	身障者シャワー室	—	—
FV-11	レンジフード	湯沸室	湯沸室	—	—
WF-1	25m、子供プールろ過ユニット	B1F機械室	B1F機械室	—	—
WF-2	ジャグジー濾過ユニット	B1F機械室	B1F機械室	—	—
OZ-1	オゾン発生装置	B1F機械室	B1F機械室	—	—
SP-1	スライダポンプ	B1F機械室	B1F機械室	—	—
JP-1	ジェットポンプ	B1F機械室	B1F機械室	—	—
BB-1	バイブラ発生装置	B1F機械室	B1F機械室	—	—
PD-1	雑排水水中ポンプ	地下雑排水槽	B1F機械室	—	—
PD-2-1	雨水水中ポンプ	地下雨水槽	B1F機械室	—	—
PD-2-2	雨水水中ポンプ	地下雨水槽	B1F機械室	—	—
CBX	濾過制御盤	B1F機械室	B1F機械室	—	—
PR-1	自動制御盤	1F事務室	1F事務室	—	—
自動制御集中パネル（プリンター付）		1F事務室	1F事務室	—	—

ワンポイントレッスン指導業務メニュー表

メニュー	内容	定員	対象	実施日	時間	備考
水中ウォーキング	水中ウォーキングを中心に水中エクササイズ	なし	15歳以上(中学生を除く)	毎月 第一金曜日	15:10～15:50	4月なし
アクアビクス	音楽に合わせて水中ダンス	なし	15歳以上(中学生を除く)	毎月 第二木曜日	19:10～19:50	
アクアエクササイズ	浮きポール等を使ってのトレーニング	なし	15歳以上(中学生を除く)	毎月 第四木曜日	19:10～19:50	
親子スイミング	浮く練習から15m泳ぐことを目標としたレッスン	2名1組 5組	小学1年生から4年生	4期×4回	16:10～16:50	
	クロールで25m泳げることを目標としたレッスン	2名1組 5組	小学1年生から4年生	4期×4回	17:10～17:50	
ヨ ガ ㉠	初心者向け	18人	15歳以上(中学生を除く)	毎月 第二水曜日	19:00～20:00	4月なし
ヨ ガ ㉡	基礎から学ぶ。体調の向上を目的としたベーシックトレーニングコース	18人	15歳以上(中学生を除く)	毎月 第三水曜日	19:00～20:00	
ヨ ガ ㉢	身体のケア、バランス改善を目的としたトレーニングコース	18人	15歳以上(中学生を除く)	毎月 第四水曜日	19:00～20:00	
軽運動 ㉠	初心者向け身体調整や疲れにくい身体を目的としたレッスン	18人	15歳以上(中学生を除く)	1回(火曜日)／月	19:00:～20:00	4・8月なし
軽運動 ㉡	自重運動やストレッチによる身体バランス改善を目的としたレッスン	18人	15歳以上(中学生を除く)	1回(金曜日)／月	19:00:～20:00	

※本表は、令和5年度ワンポイントレッスン指導業務の基本的なメニューを参考として示したもので、回数及びメニューについては受託者との協議による変更をすることができるものとする。

サン・ビレッジ衣浦 営業日数等

【令和6年度(7月～3月)】

平日	112	日
夏休み平日	29	日
土・日・祝	68	日
夏休み土・日・祝	13	日
合計営業日数	222	日
休館日	52	日

ワンポイントレッスン

水中ウォーキング	4	回
アクアビクス	4	回
アクアエクササイズ	4	回
親子スイミング	16	回
ヨ ガ ㉠	9	回
ヨ ガ ㉡	9	回
ヨ ガ ㉢	9	回
軽運動 ㉠	8	回
軽運動 ㉡	8	回
浴槽内清掃(1/週)	38	回

【令和7年度】

平日	154	日
夏休み平日	28	日
土・日・祝	92	日
夏休み土・日・祝	14	日
合計営業日数	288	日
休館日	77	日

ワンポイントレッスン

水中ウォーキング	9	回
アクアビクス	10	回
アクアエクササイズ	10	回
親子スイミング	32	回
ヨ ガ ㉠	10	回
ヨ ガ ㉡	10	回
ヨ ガ ㉢	10	回
軽運動 ㉠	10	回
軽運動 ㉡	10	回
浴槽内清掃(1/週)	47	回

【令和8年度】

平日	152	日
夏休み平日	29	日
土・日・祝	96	日
夏休み土・日・祝	13	日
合計営業日数	290	日
休館日	75	日

ワンポイントレッスン

水中ウォーキング	10	回
アクアビクス	10	回
アクアエクササイズ	9	回
親子スイミング	32	回
ヨ ガ ㉠	10	回
ヨ ガ ㉡	9	回
ヨ ガ ㉢	10	回
軽運動 ㉠	10	回
軽運動 ㉡	10	回
浴槽内清掃(1/週)	47	回

【令和9年度(4月～6月)】

平日	40	日
夏休み平日	0	日
土・日・祝	26	日
夏休み土・日・祝	0	日
合計営業日数	66	日
休館日	25	日

ワンポイントレッスン

水中ウォーキング	2	回
アクアビクス	2	回
アクアエクササイズ	1	回
親子スイミング	8	回
ヨ ガ ㉠	2	回
ヨ ガ ㉡	1	回
ヨ ガ ㉢	1	回
軽運動 ㉠	2	回
軽運動 ㉡	2	回
浴槽内清掃(1/週)	11	回